

由宇中学校ホームページ公開規定

1. 目的

この規定は、由宇中学校の教育活動をホームページで紹介する際、著作権や個人情報保護に留意するために設ける。

2. ホームページ作成上の留意点（ガイドライン）

(1) 個人情報の掲載とその範囲

本来学校は個人情報を多く有するが、ホームページは不特定多数への発信であることから新聞でいえば全国紙に掲載するのと同じと考え、従来の校内や地域での扱いとは大きく異なることを先ず持って認識し、その掲載にあたっては有資格者である個人の意志を尊重することを最優先させる。学校の教育活動を正しく理解してもらうために様々な内容を掲載するわけだが、教育上必要な内容でも個人情報等は必要最小限とし、個人が特定できるようなことは避ける。

ホームページ作成にあたって児童・生徒の個人情報に関するものを掲載する場合は次によるものとする。なお、職員に関しても同様とする。

- ・**氏名** 原則として個人が特定できないよう児童・生徒個人の氏名はイニシャルのみとする。
- ・**写真や作品** 児童・生徒の写真を使用する場合には、肖像権に配慮し、**集合写真とする**など個人が特定できないよう配慮する。ただし、本人と保護者の承諾があり、教育上必要な場合に限り、個人が特定できる写真も可とする。写真と氏名を同時に掲載する場合、氏名はイニシャルのみとする。**児童・生徒の作品にも著作権がある**ので、掲載する場合は作者の了解を得る。
- ・**意見・主張等** 児童・生徒の意見や主張等については、教育上の効果を考慮し発信することができる。ただし、本人と保護者の承諾を必要とする。
- ・**個人情報等**
住所、電話番号、生年月日、成績、健康状態、身体的特徴など、趣味、特技、家族の情報、その他の個人情報等を掲載しない。

上記に沿って本人・保護者の承諾があつて掲載した場合でも、その後削除の申し出があれば直ちに削除する。

上記の条件を変更する場合は適宜協議し、校長の承認を得る。

(2) リンクする場合の条件の明記

学校のホームページに第三者がリンクをはる場合には、教育目的のリンクの場合には原則として認める。ただし事前に通知をいただくことを明記する。ホームページ全体もしくは一部の複製を行う場合にも、事前通知を必要とすることを明記する。

(3) 著作権・肖像権に対する配慮

- ・ホームページに、全てのデータの著作権が本校にあることと使用許諾条件等を明記し、その代表を校長が務める。
- ・児童・生徒の作品や児童・生徒制作のページを掲載する場合も、その著作権は全て本校が有する。
- ・**学校独自で撮影した人物や建物にも肖像権があるので留意する。**
- ・作成にあたって次のものを**無断で掲載することは著作権の侵害**に当たることを承知する。
 - 他人のWebページや電子掲示板等に掲載している文章・写真等を転載すること。
 - 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を転載すること。
 - テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを転載すること。
 - 芸能人や著名人の写真、キャラクター等の画像データを掲載すること。
 - 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを掲載すること。
 - 音楽や歌詞又はCD等から取り込んでデータを掲載すること。
 - 他人の電子メールの内容を掲載すること。

(本規定作成にかかわり、岩国市教育センター 岩国市小中学校 Web ページ (ホームページ) 作成についてを参考にさせていただいています)